

令和8年6月11日招集

令和8年第3回釧路市議会

# 6月定例会議案

釧 路 市



6 月 定 例 市 議 会 議 案 件 名

議案番号	件名	
議案第 4 7 号	令和 8 年度釧路市一般会計補正予算	5
議案第 4 8 号	令和 8 年度釧路市動物園事業特別会計補正予算	25
議案第 4 9 号	令和 8 年度釧路市病院事業会計補正予算	31
議案第 5 0 号	令和 8 年度釧路市下水道事業会計補正予算	39
議案第 5 1 号	令和 8 年度釧路市港湾整備事業会計補正予算	47
議案第 5 2 号	釧路市印鑑条例の一部を改正する条例	53
議案第 5 3 号	釧路市税条例及び釧路市都市計画税条例の一部を改正する条例	55
議案第 5 4 号	釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例の一部を改正する条例	67
議案第 5 5 号	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	71
議案第 5 6 号	釧路市営住宅条例及び釧路市附属機関に関する条例の一部を改正する条例	73
議案第 5 7 号	釧路市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	75
議案第 5 8 号	釧路市下水道条例の一部を改正する条例	77
議案第 5 9 号	釧路市大規模運動公園体育施設条例の一部を改正する条例	79
議案第 6 0 号	釧路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	81
議案第 6 1 号	大楽毛南 4 丁目避難場所の設置及び管理に関する条例	83
議案第 6 2 号	財産の無償譲渡の件	87
議案第 6 3 号	財産取得の件（除雪ドーザ）	89
議案第 6 4 号	財産取得の件（電子カルテシステム）	93
議案第 6 5 号	財産取得の件（X線DRシステム）	95
議案第 6 6 号	財産取得の件（釧路市立小・中・義務教育学校学習者用コンピュータ）	97
議案第 6 7 号	工事請負契約の締結に関する件（高機能消防指令施設更新工事）	99
議案第 6 8 号	工事請負契約の締結に関する件（橋南幹線通（別保橋）修繕工事（補助））	103
議案第 6 9 号	工事請負契約の締結に関する件（さくら義務教育学校建築主体工事）	105
議案第 7 0 号	工事請負契約の締結に関する件（令和 8 年度まりも団地C棟公営住宅建築主体工事）	113
議案第 7 1 号	製造請負契約の締結に関する件	117
報告第 3 号	専決処分報告の件	121



## 議案第47号

### 令和8年度釧路市一般会計補正予算

令和8年度釧路市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210,082千円を追加し、歳入歳出それぞれ110,110,082千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年6月11日提出

釧路市長 鶴間秀典



# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12 分担金及び負担金		706,765	13,150	719,915
	1 分担金	61,652	13,150	74,802
14 国庫支出金		25,723,597	11,630	25,735,227
	2 国庫補助金	4,790,316	11,630	4,801,946
15 道支出金		7,349,428	6,479	7,355,907
	2 道補助金	1,390,987	6,479	1,397,466
17 寄附金		2,712,212	123,100	2,835,312
	1 寄附金	2,712,212	123,100	2,835,312
18 繰入金		4,000,731	51,723	4,052,454
	2 基金繰入金	3,983,036	51,723	4,034,759
21 市債		5,429,400	4,000	5,433,400
	1 市債	5,429,400	4,000	5,433,400
歳入合計		109,900,000	210,082	110,110,082

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		9,433,841	50,194	9,484,035
	1 総務管理費	9,180,105	50,194	9,230,299
3 民生費		39,142,536	7,540	39,150,076
	1 社会福祉費	9,241,788	7,540	9,249,328
6 農林水産業費		1,259,147	23,694	1,282,841
	1 農業費	630,809	23,694	654,503
7 商工費		5,225,617	8,121	5,233,738
	1 商工費	5,225,617	8,121	5,233,738
8 土木費		5,584,404	16,000	5,600,404
	1 土木管理費	161,451	16,000	177,451
11 教育費		7,738,055	4,533	7,742,588
	1 総務費	3,991,348	1,000	3,992,348
	6 社会教育費	1,263,439	3,312	1,266,751
	7 保健体育費	829,396	221	829,617
14 諸支出金		10,586,683	100,000	10,686,683
	1 特別会計繰出金	10,586,683	100,000	10,686,683
歳出合計		109,900,000	210,082	110,110,082

## 第2表 地方債補正

区 分	起 債 の 目 的	限 度 額		
		補 正 前	補 正 額	補 正 後
		千円	千円	千円
変 更	道 営 草 地 整 備 事 業 費	8,200	4,000	12,200
計		5,429,400	4,000	5,433,400

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

### (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
12 分担金及び負担金	706,765	13,150	719,915
14 国庫支出金	25,723,597	11,630	25,735,227
15 道支出金	7,349,428	6,479	7,355,907
17 寄附金	2,712,212	123,100	2,835,312
18 繰入金	4,000,731	51,723	4,052,454
21 市債	5,429,400	4,000	5,433,400
歳入合計	109,900,000	210,082	110,110,082

### (歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	9,433,841	50,194	9,484,035	0	0	45,294	4,900
3 民生費	39,142,536	7,540	39,150,076	3,630	0	100	3,810
6 農林水産業費	1,259,147	23,694	1,282,841	6,479	4,000	13,150	65
7 商工費	5,225,617	8,121	5,233,738	0	0	8,121	0
8 土木費	5,584,404	16,000	5,600,404	8,000	0	8,000	0
11 教育費	7,738,055	4,533	7,742,588	0	0	1,000	3,533
14 諸支出金	10,586,683	100,000	10,686,683	0	0	100,000	0
歳出合計	109,900,000	210,082	110,110,082	18,109	4,000	175,665	12,308

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
12 分担金及び負担金	706,765	13,150	719,915			
1 分担金	61,652	13,150	74,802			
1 農林水産業費分担金	61,652	13,150	74,802	1 農業費分担金	13,150	道管草地整備事業費 13,150

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
14 国庫支出金	25,723,597	11,630	25,735,227			
2 国庫補助金	4,790,316	11,630	4,801,946			
2 民生費補助金	611,799	3,630	615,429	1 社会福祉費補 助金	3,630	障がい者福祉システム改修事業費 (率1/2)
5 土木費補助金	721,338	8,000	729,338	1 土木管理費補 助金	8,000	空家等対策業務費 (率1/2)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
15 道支出金						
2 道補助金	7,349,428	6,479	7,355,907			
5 農林水産業費補助金	1,390,987	6,479	1,397,466			
	250,655	6,479	257,134	1 農業費補助金	6,479	農業次世代人材投資事業費(率10/10) 2,419 道営草地整備事業費(率10/10) 4,060

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
17 寄附金						
1 寄附金	2,712,212	123,100	2,835,312			
3 商工費寄附金	2,712,212	123,100	2,835,312			
4 教育費寄附金	11,211	3,000	14,211	1 商工費寄附金	3,000	観光振興イベント推進費 3,000
5 総務費寄附金	1,000	1,000	2,000	1 総務費寄附金	1,000	教育振興基金積立金 1,000
6 民生費寄附金	0	11,000	11,000	1 総務管理費寄附金	11,000	地域振興基金積立金 11,000
7 土木費寄附金	0	100	100	1 社会福祉費寄附金	100	福祉基金積立金 100
8 諸支出金寄附金	0	8,000	8,000	1 土木管理費寄附金	8,000	空家等対策業務費 8,000
	0	100,000	100,000	1 特別会計繰出金寄附金	100,000	病院事業会計繰出金 100,000

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
18 繰入金	4,000,731	51,723	4,052,454			
2 基金繰入金	3,983,036	51,723	4,034,759			
1 財政調整基金繰入金	3,100,000	12,308	3,112,308	1 財政調整基金繰入金	12,308	財政調整基金繰入金 12,308
3 地域振興基金繰入金	227,262	34,294	261,556	1 地域振興基金繰入金	34,294	地域振興基金繰入金 34,294
10 宿泊税基金繰入金	136,900	5,121	142,021	1 宿泊税基金繰入金	5,121	宿泊税基金繰入金 5,121

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
21 市債	5,429,400	4,000	5,433,400			
1 市債	5,429,400	4,000	5,433,400			
5 農林水産業債	68,700	4,000	72,700	1 農業債	4,000	道管草地整備事業費 4,000
歳入合計	109,900,000	210,082	110,110,082			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 総務費	9,433,841	50,194	9,484,035	特定財源 45,294 一般財源 4,900			
1 総務管理費	9,180,105	50,194	9,230,299	特定財源 45,294 一般財源 4,900			
1 一般管理費	2,110,705	1,900	2,112,605	一般財源 1,900	17 備品購入費	1,900	行政センター管理運営費 1,900
5 企画振興費	3,621,834	14,000	3,635,834	特定財源 11,000 [内訳] 寄附金 11,000	18 負担金補助 及び交付金 24 積立金	2,000 12,000	地域振興基金積立金 12,000 地域づくり推進事業費 2,000
8 公立大学費	506,283	34,294	540,577	特定財源 34,294 [内訳] 繰入金 34,294	18 負担金補助 及び交付金	34,294	釧路公立大学事務組合運営費負担 金 34,294

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
3	民生費		39,142,536	7,540	39,150,076	特定財源 3,730 一般財源 3,810			
	1	社会福祉費	9,241,788	7,540	9,249,328	特定財源 3,730 一般財源 3,810			
		1	総務費	446,444	7,540	453,984	特定財源 3,730 [内訳] 国庫支出金 3,630 寄附金 100 一般財源 3,810	12 委託料 24 積立金	福祉基金積立金 280 障がい者福祉システム改修事業費 7,260

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
6 農林水産業費	1,259,147	23,694	1,282,841	特定財源 23,629 一般財源 65			
1 農業費	630,809	23,694	654,503	特定財源 23,629 一般財源 65			
2 農業振興費	323,840	2,419	326,259	特定財源 2,419 〔内訳〕 道支出金	18 負担金補助 及び交付金	2,419	農業次世代人材投資事業費 2,419
4 農地費	124,840	21,275	146,115	特定財源 21,210 〔内訳〕 分担金及び 負担金 13,150 道支出金 4,060 市債 4,000 一般財源 65	18 負担金補助 及び交付金	21,275	道営草地整備事業費 21,275

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
7 商工費	5,225,617	8,121	5,233,738	特定財源	8,121		
1 商工費	5,225,617	8,121	5,233,738	特定財源	8,121		
3 観光費	1,085,353	8,121	1,093,474	特定財源	8,121	10 需用費	観光振興イベント推進費 3,000
				[内訳] 寄附金		18 負担金補助 及び交付金	国設阿寒湖畔スキー場施設整備費 5,121
				繰入金	3,000		
					5,121		

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
8 土木費	5,584,404	16,000	5,600,404	特定財源	16,000		
1 土木管理費	161,451	16,000	177,451	特定財源	16,000		
1 総務費	161,451	16,000	177,451	特定財源 [内訳] 国庫支出金 寄附金	16,000 8,000 8,000	18 負担金補助 及び交付金	空家等対策業務費 16,000

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
11 教育費	7,738,055	4,533	7,742,588	特定財源 1,000 一般財源 3,533			
1 総務費	3,991,348	1,000	3,992,348	特定財源 1,000			
2 事務局費	2,994,459	1,000	2,995,459	特定財源 1,000 [内訳] 寄附金 1,000	24 積立金	1,000	教育振興基金積立金 1,000
6 社会教育費	1,263,439	3,312	1,266,751	一般財源 3,312			
1 総務費	44,569	3,312	47,881	一般財源 3,312	24 積立金	3,312	文化振興基金積立金 3,312
7 保健体育費	829,396	221	829,617	一般財源 221			
1 総務費	69,245	221	69,466	一般財源 221	24 積立金	221	スポーツ振興基金積立金 221

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
14 諸支出金	10,586,683	100,000	10,686,683	特定財源 100,000			
1 特別会計繰出金	10,586,683	100,000	10,686,683	特定財源 100,000			
1 特別会計繰出金	10,586,683	100,000	10,686,683	特定財源 100,000 [内訳] 寄附金 100,000	27 繰出金	100,000	特別会計繰出金 病院事業 100,000 100,000
歳出合計	109,900,000	210,082	110,110,082	特定財源 197,774 一般財源 12,308			



## 議案第48号

### 令和8年度釧路市動物園事業特別会計補正予算

令和8年度釧路市の動物園事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,184千円を追加し、歳入歳出それぞれ448,993千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月11日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典



# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 動物園事業収入		447,809	1,184	448,993
	4 寄附金	1	12	13
	6 繰越金	1	1,172	1,173
歳入合計		447,809	1,184	448,993

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 動物園事業費		447,809	1,184	448,993
	1 事業費	431,729	1,184	432,913
歳出合計		447,809	1,184	448,993

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

### (歳入)

項	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 寄 附 金	1	12	13
6 繰 越 金	1	1,172	1,173
歳 入 合 計	447,809	1,184	448,993

### (歳出)

項	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国道支出金	市債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 事 業 費	431,729	1,184	432,913	0	0	1,184	0
歳 出 合 計	447,809	1,184	448,993	0	0	1,184	0

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 動物園事業収入	447,809	1,184	448,993			
4 寄附金	1	12	13			
1 寄附金	1	12	13	1 動物園事業寄附金	12	動物園整備基金積立金 12
6 繰越金	1	1,172	1,173			
1 繰越金	1	1,172	1,173	1 繰越金	1,172	繰越金 1,172
歳 入 合 計	447,809	1,184	448,993			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 動物園事業費	447,809	1,184	448,993	特定財源 1,184			
1 事業費	431,729	1,184	432,913	特定財源 1,184			
1 管理費	431,729	1,184	432,913	特定財源 1,184	24 積立金	1,184	動物園整備基金積立金 1,184
				[内訳] 寄附金 繰越金			
				12 1,172			
歳出合計	447,809	1,184	448,993	特定財源 1,184			

議案第49号

令和8年度釧路市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和8年度釧路市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和8年度釧路市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(3) 主要な建設改良事業

イ 医療機械等整備 540,000千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
			収 入
第1款 資本的収入	30,548,426千円	100,000千円	30,648,426千円
第6項 他会計負担金	0千円	100,000千円	100,000千円
			支 出
第1款 資本的支出	31,767,338千円	100,000千円	31,867,338千円
第1項 建設改良費	30,516,879千円	100,000千円	30,616,879千円

令和8年6月11日提出

釧路市長 鶴間秀典



## 令和8年度釧路市病院事業会計補正予算実施計画

### 資本的收入及び支出

#### 収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資本的收入	6 他会計負担金		30,648,426	100,000	30,648,426		
		1 他会計負担金	0	100,000	100,000		
			0	100,000	100,000	一般会計負担金	100,000

#### 支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資本の支出	1 建設改良費		31,767,338	100,000	31,867,338		
			30,516,879	100,000	30,616,879		
		2 資産購入費	440,000	100,000	540,000	医療機械等整備費	100,000

# 令和8年度釧路市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書補正

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(間接法により作成)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益(△は損失)		△ 1,294,338
減価償却費		1,204,405
固定資産除却費		7,133
有形固定資産売却損益(△は益)		1
退職給付引当金の増減額(△は減少)		29,668
貸倒引当金の増減額(△は減少)		1,500
長期前受金戻入額		△ 205,374
資本費繰入収益		△ 196,006
修学資金給与費		40,950
長期前払消費税の増減額(△は増加)		△ 2,602,072
受取利息及び受取配当金		△ 102
支払利息		500,697
未収金の増減額(△は増加)		128,856
貯蔵品の増減額(△は増加)		1,000
前払金の増減額(△は増加)		1,140
その他流動資産の増減額(△は増加)		2,661
未払金の増減額(△は減少)		31,567
預り金の増減額(△は減少)		10,697
小計		△ 2,337,617
利息及び配当金の受取額		102
利息の支払額		△ 500,697
業務活動によるキャッシュ・フロー		<b>△ 2,838,212</b>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		△ 31,485,819
有形固定資産の売却による収入		1
国庫補助金等の返還による収入		△ 300
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入		296,006
修学資金の貸付による支出		△ 67,776
修学資金の返還による収入		11,400
基金の繰入による収入		20,319
基金の積立による支出		△ 101
投資活動によるキャッシュ・フロー		<b>△ 31,226,270</b>

3	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	一時借入れによる収入	17,000,000	
	一時借入金の返済による支出	△ 17,000,000	
	建設改良費等の財源に充てられたるための企業債による収入	30,516,700	
	建設改良費等の財源に充てられたるための企業債の償還による支出	△ 1,182,282	
	寄附金による収入	1	
	財務活動によるキャッシュ・フロー		<b>29,334,419</b>
4	資金減少額		<b>4,730,063</b>
5	資金期首残高		<b>6,213,840</b>
6	資金期末残高		<b>1,483,777</b>

令和8年度釧路市病院事業予定貸借対照表補正

(令和9年3月31日)

固定有形資産	67,471,136	未払金	1,762,076	(単位 千円)
減価償却累計額	△ 24,491,907	引当金	65,807	
有形固定資産合計		賞与引当金	578,897	
無形固定資産	4,478	法定福利費引当金	111,662	
電話加入権		流動負債合計	690,559	<b>3,703,552</b>
無形固定資産合計	4,478			
投資その他の資産	263,709	繰延税金受取益	4,460,344	
長期貸付金	1,365	繰延税金受取累計額	△ 3,712,409	<b>747,935</b>
長期貸出金	3,702,140	繰延税金負債		<b>51,911,732</b>
長期前払消費税				
投資その他の資産合計	3,967,214			
固定資産合計	<b>46,950,921</b>			

資本の部

流動資産	1,483,777	資本	1,288,219
現金	3,257,345	剰余金	
預金	△ 9,000	本剰余金	89,446
引出当金		受贈財産評価額	18,368
貯蔵品	76,271	他会計負担金	1,793
流動資産合計	<b>4,808,393</b>	寄附資本剰余金合計	109,607
固定資産	<b>51,759,314</b>	欠損	1,550,244
負債の部		当年度未処理欠損金	1,550,244
流動負債	44,024,374	欠損金合計	
企業債		剰余金合計	<b>△ 1,440,637</b>
退職給付引当金	3,435,871	負債合計	<b>△ 162,418</b>
引当金合計		資本合計	<b>51,759,314</b>
固定負債合計			
流動負債合計	<b>47,460,245</b>		
企業債			
建設改良費等の財源に充てられたるための企業債	1,185,110		
建設改良費等の財源に充てられたるための企業債			

注記

I 重要な会計方針

- 1 たな即資産の評価基準及び評価方法  
貯蔵品 先入先出法による原価法
- 2 固定資産の減価償却の方法  
(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)  
・ 減価償却の方法  
定額法による。  
・ 主な耐用年数  
建物 10～47年  
構築物 10～50年  
器械備品 4～10年  
車両 6年
- (2) リース資産  
・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。  
・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。
- 3 引当金の計上方法  
(1) 貸倒引当金  
債権の不納欠損による損失に備えるため、当事業年度末における回収不能見込み額を計上している。  
(2) 退職給付引当金  
職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。  
(3) 賞与引当金  
職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。  
(4) 法定福利費引当金  
職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。  
4 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払消費税勘定に計上し、償却を行っている。

II 予定貸借対照表等関連

- 1 企業債の償還に係る他会計の負担  
貸借対照表に計上されている企業債(当事業年度の末日の翌日から起算して1年以上に償還予定のものも含む。)のうち、「病院事業に対する繰出基準」に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は22,604,742千円である。

III セグメント情報の開示

- 1 報告セグメントの概要  
鉦路市病院事業会計は、市立鉦路総合病院及び高等看護学院を運営していることから、この2つを報告セグメントとしている。  
なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
市立鉦路総合病院	病院
高等看護学院	看護師養成

- 2 報告セグメントごとの営業収益等  
前年度(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

	市立鉦路総合病院	高等看護学院	合計
営業収益	16,652,770	0	16,652,770
営業費用	19,367,944	0	19,367,944
営業損益	△ 2,715,174	0	△ 2,715,174
経常損益	△ 1,524,699	1,364	△ 1,523,335
セグメント資産	27,405,267	0	27,405,267
セグメント負債	26,263,348	0	26,263,348
その他の項目			
他会計繰入金	1,360,493	74,319	1,434,812
減価償却費	1,203,905	0	1,203,905
特別利益	266,536	0	266,536
特別損失	249,506	0	249,506
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,226,544	0	5,226,544

当年度(自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日)

	市立鉦路総合病院	高等看護学院	合計
セグメント資産	51,759,314	0	51,759,314
セグメント負債	51,911,732	0	51,911,732
その他の項目			
他会計繰入金	1,688,577	78,622	1,767,199
減価償却費	1,204,405	0	1,204,405
特別利益	120,001	0	120,001
特別損失	160,134	0	160,134
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	26,621,987	0	26,621,987

IV その他

- 1 貸倒引当金の取り崩し  
当事業年度において、不納欠損処分をするため貸倒引当金7,500千円を取り崩す。
- 2 退職給付引当金の取り崩し  
当事業年度において、退職手当を支給するため退職給付引当金294,736千円を取り崩す。
- 3 賞与引当金、法定福利費引当金の取り崩し  
当事業年度において、期末・勤勉手当を支給するため賞与引当金578,897千円を取り崩し、これに係る法定福利費引当金111,662千円を取り崩す。



議案第50号

令和8年度釧路市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和8年度釧路市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 令和8年度釧路市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
支			出
第1款 下水道事業費用	6,911,626千円	22,109千円	6,933,735千円
第2項 営業外費用	306,692千円	22,109千円	328,801千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「132,117千円」を「110,008千円」に、「454,926千円」を「477,035千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収			入
第1款 資本的収入	2,357,280千円	△532,000千円	1,825,280千円
第1項 企業債	1,515,800千円	△243,200千円	1,272,600千円
第2項 国庫補助金	815,100千円	△288,800千円	526,300千円
支			出
第1款 資本的支出	4,734,963千円	△532,000千円	4,202,963千円
第1項 建設改良費	2,480,065千円	△532,000千円	1,948,065千円

第4条 予算第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

区 分	起 債 の 目 的	限 度 額		
		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
変 更	下 水 道 建 設	千 円	千 円	千 円
	事 業 費	1,515,800	△243,200	1,272,600
	計	1,515,800	△243,200	1,272,600

令和8年6月11日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

令和8年度釧路市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出

支出

款		項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 下水道事業費用	2 営業外費用			6,911,626	22,109	6,933,735		
			2 消費税及び地方消費税	306,692	22,109	328,801		
				32,856	22,109	54,965	消費税及び地方消費税	22,109

資本的収入及び支出

収入

款		項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資本的収入	1 企業債			2,357,280	△ 532,000	1,825,280		
			1 企業債	1,515,800	△ 243,200	1,272,600		
				1,515,800	△ 243,200	1,272,600	建設企業債	△ 243,200
							公共下水道補助事業	△ 243,200
2 国庫補助金	1 国庫補助金			815,100	△ 288,800	526,300		
			1 国庫補助金	815,100	△ 288,800	526,300	公共下水道事業	△ 288,800
							処理場	△ 288,800

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考						
1 資本的支出	1 建設改良費		4,734,963	△ 532,000	4,202,963							
		1 整備費	2,480,065	△ 532,000	1,948,065							
			2,302,500	△ 532,000	1,770,500	公共下水道整備事業費 △ 532,000 補助事業費 △ 532,000						
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>工 事 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古 川 終 末 処 理 場</td> <td>フロロ水処理設備更新 (建築・機械・電気) ボイラ設備更新 (機械・電気)</td> </tr> <tr> <td>旭 町 ポン プ 場</td> <td>低圧動力設備更新 (電気)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	工 事 内 容	古 川 終 末 処 理 場	フロロ水処理設備更新 (建築・機械・電気) ボイラ設備更新 (機械・電気)	旭 町 ポン プ 場	低圧動力設備更新 (電気)
区 分	工 事 内 容											
古 川 終 末 処 理 場	フロロ水処理設備更新 (建築・機械・電気) ボイラ設備更新 (機械・電気)											
旭 町 ポン プ 場	低圧動力設備更新 (電気)											

# 令和8年度釧路市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書補正

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位 千円)

(間接法により作成)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	419,333
	減価償却費	3,391,572
	固定資産除却費	44,941
	賞与引当金の増減額(△は減少)	763
	法定福利費引当金の増減額(△は減少)	272
	貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 4,347
	長期前受金戻入額	△ 1,643,967
	資本費繰入収益	△ 336,085
	受取利息	△ 2,001
	支払利息	272,836
	未収金の増減額(△は増加)	47,827
	未払金の増減額(△は減少)	△ 2,073
	小計	<u>2,189,071</u>
	利息の受取額	2,001
	利息の支払額	△ 272,836
	業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>1,918,236</u>
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 3,809,567
	国庫補助金等による収入	990,756
	国庫補助金の返還による支出	△ 5,250
	一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	366,216
	投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 2,457,845</u>
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	一時借入れによる収入	1,000,000
	一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,696,400
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 2,249,648
	財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 553,248</u>
4	資金減少額	<u>1,092,857</u>
5	資金期首残高	<u>2,641,202</u>
6	資金期末残高	<u><u>1,548,345</u></u>

正 補 書 調 査 関 係 行 担 負 務 債

区 分	事 項	限 度 額	負 担 額	前 年 度 支 払 義 務 見 込 額		当 該 年 度 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				左 の 財 源 内 訳						
				期 間	金 額	期 間	金 額	下 水 道 業 収 益	企 業 債	国 庫 補 助 金	他 会 計 補 助 金、 受 益 者 負 担 金 及 び 内 部 留 保 資 金	下 水 道 業 収 益	企 業 債	国 庫 補 助 金	他 会 計 補 助 金、 受 益 者 負 担 金 及 び 内 部 留 保 資 金			
補 正 前	古 川 終 末 処 理 場 整 備 事 業 費	千 円	千 円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		568,000	568,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補 正 後		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
補 正 前	旭 町 ポ ン プ 場 整 備 事 業 費	76,000	76,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補 正 後		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
補 正 前	合 計	7,924,859	7,624,130	—	19,571	1,945,923	1,421,772	299,800	224,274	77	—	5,658,636	293,600	350,400	—	—	—	—
		7,280,859	6,980,130	—	—	—	5,014,636	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補 正 後		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

令和8年度釧路市下水道事業予定貸借対照表補正

(令和9年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部		資 本 の 部	
固定資産	191,986,980	流動負債	18,147,878	資本金	1,952,386
有形固定資産	116,973,008	建設改良費等の財源に充てるための企業債	352,079	剰余金	144,377
減価償却累計額	75,013,972	企業債合計	18,147,878	受贈財産評価額	699,533
有形固定資産合計	41,969,972	引当金	2,159,263	国庫補助金	1,506
投資その他の資産	8,609	退職給付引当金	557,611	一般会計負担金	2,573,905
出資	8,609	引当金合計	2,159,263	一般会計補助金	104,300
投資その他の資産合計	8,609	固定負債合計	352,079	工事負担金	2,380
固定資産合計	75,022,581	流動負債	18,499,957	その他資本剰余金	26,777
流動資産	1,548,345	企業債	18,147,878	資本剰余金合計	3,552,778
現金預金	606,564	建設改良費等の財源に充てるための企業債	352,079	利益剰余金	11,714,853
未収金	△ 38,375	企業債合計	2,159,263	減債積立金	2,000,000
貸倒引当金	△ 38,375	引当金	557,611	建設改良積立金	2,716,339
流動資産合計	2,116,534	退職給付引当金	352,079	当年度未処分利益剰余金	16,431,192
流動負債	77,139,115	引当金合計	2,159,263	利益剰余金合計	19,983,970
固定負債	18,147,878	固定負債合計	18,499,957	資本合計	21,936,356
建設改良費等の財源に充てるための企業債	352,079	流動負債	2,159,263	負債合計	77,139,115
企業債	2,159,263	企業債	557,611		
引当金	28,990	未払当金	34,847		
賞与引当金	5,857	引当金	20		
法定福利費引当金	34,847	引当金合計	2,751,741		
引当金合計	20	流動負債合計			
流動負債合計	2,751,741				

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 6～50年

構築物 10～50年

機械及び装置 6～20年

車両運搬具 3～5年

工具、器具及び備品 3～15年

2 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込み額を計上している。

(2) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(3) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(4) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は6,417,438千円である。

III セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

鉚路市下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、この2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	都市計画事業として執行するもの。主として市街地における下水を排除し、又は処理するために市が管理する下水道。古川・白樺・大栗毛処理区
特定環境保全公共下水道事業	都市計画区域域以外の区域において執行するもの。市街化区域以外の人口集中地域で水環境の保全が必要な地域において整備を行った下水道。阿寒・阿寒湖畔・音別処理区

2 報告セグメントごとの営業収益等

前年度(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	合計
営業収益	4,486,828	445,717	4,932,545
営業費用	5,311,285	721,617	6,032,902
営業損益	△ 824,457	△ 275,900	△ 1,100,357
経常損益	714,653	△ 5,668	708,985
セグメント資産	70,059,907	8,839,048	78,898,955
セグメント負債	50,129,519	7,252,413	57,381,932
その他の項目			
他会計繰入金	1,520,904	321,750	1,842,654
減価償却費	3,030,584	425,871	3,456,455
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	△ 1,166,463	7,081	△ 1,159,382

当年度(自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	合計
セグメント資産	68,987,940	8,151,175	77,139,115
セグメント負債	48,554,692	6,648,067	55,202,759
その他の項目			
他会計繰入金	1,633,456	340,285	1,973,741
減価償却費	2,976,045	415,527	3,391,572
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	△ 411,191	△ 203,541	△ 614,732

IV その他

- 1 貸倒引当金の取り崩し  
当事業年度において、不納欠損処分をするため貸倒引当金8,844千円を取り崩す。
- 2 退職給付引当金の取り崩し  
当事業年度において、退職手当を支給するため退職給付引当金21,122千円を取り崩す。
- 3 賞与引当金、法定福利費引当金の取り崩し  
当事業年度において、期末・勤勉手当を支給するため賞与引当金28,227千円を取り崩し、これに係る法定福利費引当金5,585千円を取り崩す。

議案第51号

令和8年度釧路市港湾整備事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和8年度釧路市港湾整備事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 令和8年度釧路市港湾整備事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支			出
第1款 施設運営事業費用	535,801千円	△110千円	535,691千円
第2項 営業外費用	44,580千円	△110千円	44,470千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「203,799千円」を「204,299千円」に、「9,579千円」を「9,716千円」に、「118,120千円」を「118,483千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収			入
第1款 資本的収入	75,485千円	1,000千円	76,485千円
第3項 寄附金	0千円	1,000千円	1,000千円
支			出
第1款 資本的支出	279,284千円	1,500千円	280,784千円
第1項 建設改良費	105,365千円	1,500千円	106,865千円

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

令和8年度釧路市港湾整備事業会計補正予算実施計画

収益の支出

支出

		(単位 千円)					
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1	施設運営事業費用		535,801	△ 110	535,691		
	2	営業外費用	44,580	△ 110	44,470		
		2	28,738	△ 110	28,628	消費税及び地方消費税	△ 110

資本的收入及び支出

収入

		(単位 千円)					
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1	資本的收入		75,485	1,000	76,485		
	3	寄附金	0	1,000	1,000		
		1	0	1,000	1,000	寄附金	1,000

支出

		(単位 千円)					
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1	資本の支出		279,284	1,500	280,784		
	1	建設改良費	105,365	1,500	106,865		
		2	0	1,500	1,500	車両運搬具購入費	1,500

# 令和8年度釧路市港湾整備事業予定キャッシュ・フロー計算書補正

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(間接法により作成)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益	139,581	
減価償却費	229,044	
賞与引当金の増減額(△は減少)	120	
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	24	
受取利息	△ 1,020	
支払利息	15,664	
未収金の増減額(△は増加)	△ 1,946	
未払金の増減額(△は減少)	22,912	
預り金の増減額(△は減少)	△ 1	
固定資産売却損	5,158	
小計	409,536	
利息の受取額	1,020	
利息の支払額	△ 15,664	
業務活動によるキャッシュ・フロー		<b>394,892</b>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の売却による収入	3,485	
有形固定資産の取得による支出	△ 97,149	
寄附金の受入れによる収入	1,000	
投資活動によるキャッシュ・フロー		<b>△ 92,664</b>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
一時借入れによる収入	72,000	
一時借入金返済による支出	△ 72,000	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	72,000	
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 173,919	
財務活動によるキャッシュ・フロー		<b>△ 101,919</b>
4 資金増加額		<b>200,309</b>
5 資金期首残高		<b>1,563,299</b>
6 資金期末残高		<b>1,763,608</b>

令和8年度釧路市港湾整備事業予定貸借対照表補正

(令和9年3月31日)

資 産 の 部		資 本 の 部	
固 定 資 産		未 払 金	31,178
有形固定資産	14,826,030	賞 与 引 当 金	3,246
減価償却累計額 △	11,091,502	法定福利費引当金	657
有形固定資産合計	3,734,528	その他流動負債	113
投資その他の資産		流動負債合計	310,277
出 資 金	13,267	繰 延 収 益	
投資その他の資産合計	13,267	長期前受金	4,077
固定資産合計	3,747,795	収益化累計額	
土地造成		繰延収益合計	△ 2,888
完成土地		負債合計	1,189
西港区完成土地	1,924,791		1,451,836
土地造成合計	1,924,791		
流動資産		資 本 金	
現金預金	1,763,608	自己資本金	5,151,574
未 収 金	45,871	資本金合計	
前 払 金	41,100	剰 余 金	
流動資産合計	1,850,579	資本剰余金	
資産合計	7,523,165	国庫負担金	142,826
		資本剰余金合計	142,826
		利益剰余金	
固定負債		減債積立金	536,700
建設改良費等の財源に充てるための企業債		当年度未処分利益剰余金	240,229
固定負債合計	1,140,370	利益剰余金合計	776,929
流動負債		剰余金合計	919,755
建設改良費等の財源に充てるための企業債	275,083	資本合計	6,071,329
		負債資本合計	7,523,165

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 10～50年

構築物 10～45年

機械及び装置 17年

車両運搬具 4～5年

工具、器具及び備品 2～18年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤労手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤労手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

釧路市港湾整備事業会計は、港湾整備事業及び臨海土地造成事業を運営していることから、この2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
港湾整備事業	港湾施設の管理運営
臨海土地造成事業	土地造成及び売却、土地維持管理

2 報告セグメントごとの営業収益等

前年度(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

	港湾整備事業	臨海土地造成事業	(単位 千円)
営業収益	517,533	124,176	合計 641,709
営業費用	588,106	20,773	608,879
営業損益	△ 70,573	103,403	32,830
経常損益	△ 78,763	101,471	22,708
セグメント資産	3,201,887	4,259,561	7,461,448
セグメント負債	1,027,400	502,300	1,529,700
その他の項目			
減価償却費	222,436	0	222,436
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	62,129	0	62,129

当年度(自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日)

	港湾整備事業	臨海土地造成事業	(単位 千円)
セグメント資産	3,153,660	4,369,505	合計 7,523,165
セグメント負債	949,498	502,338	1,451,836
その他の項目			
減価償却費	229,044	0	229,044
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	△ 131,895	△ 8,643	△ 140,538

III その他

1 賞与引当金、法定福利費引当金の取り崩し

当事業年度において、期末・勤労手当を支給するため賞与引当金3,126千円を取り崩し、これに係る法定福利費引当金633千円を取り崩す。

## 議案第 5 2 号

### 釧路市印鑑条例の一部を改正する条例

釧路市印鑑条例（平成 1 7 年釧路市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条中「個人番号カードをいい、」を「個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

#### （説明）

特定在留カード及び特定特別永住者証明書の交付が開始されることに伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。



## 議案第 53 号

### 釧路市税条例及び釧路市都市計画税条例の一部を改正する条例

(釧路市税条例の一部改正)

第 1 条 釧路市税条例（平成 17 年釧路市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 36 条の 3 の 3 第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 2 項第 4 号」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 24 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額

が 900 万円以下であるものに限る。) の自己と生計を一にする配偶者 (合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。) をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。) (退職手当等 (第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。) に係る所得を有する者に限る。) 又は扶養親族 (年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。) 若しくは特定親族 (退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。) を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等 (所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。) の支払を受ける第 24 条第 1 項第 1 号に掲げる者 (当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 48 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。) であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族 (年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。) 若しくは特定親族 (合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。) を有する者

第 36 条の 3 の 3 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 48 条の 9 の 7 の 3」を「第 48 条の 9 の 8」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に」を「同条第 1 項の規定による申告書に」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出」を「同条第 1 項の規定による申告書を提出」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特

別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「附則第19条の2第1項」の次に「、附則第19条の3第1項」を加え、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の3第2項」を「附則第7条の3第3項又は第4項」に改める。

附則第10条の2中第12項を第20項とし、第9項から第11項までを8項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の8項を加える。

9 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

14 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規

定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

21 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する

- 場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(釧路市都市計画税条例の一部改正)

第 2 条 釧路市都市計画税条例（平成 17 年釧路市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 17 項を第 18 項とする。

附則第 16 項中「附則第 7 項及び第 9 項」を「附則第 8 項及び第 10 項」に、「附則第 7 項及び第 10 項」を「附則第 8 項及び第 11 項」に、「附則第 8 項、第 10 項及び第 11 項」を「附則第 9 項、第 11 項及び第 12 項」に、「附則第 10 項、第 11 項及び第 13 項」を「附則第 11 項、第 12 項及び第 14 項」に、「附則第 14 項」を「附則第 15 項」に改め、同項を附則第 17 項とする。

附則第 15 項中「附則第 13 項」を「附則第 14 項」に改め、同項を附則第 16 項とする。

附則第 14 項の前の見出しを削り、同項を附則第 15 項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）」を付し、附則中第 13 項を第 14 項とし、第 12 項を第 13 項とする。

附則第 11 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 10 項とし、附則中第 8 項を第 9 項とする。

附則第 7 項の前の見出しを削り、同項を附則第 8 項とし、同項の前に見

出しとして「（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付し、附則中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

6 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条及び第7条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第1条中第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(3) 第1条中第33条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）並びに附則第9条の2及び第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 第1条中附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の釧路市税条例（以下「新条例」という。

）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第

36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第1条の規定による改正前の釧路市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の釧路市税条例附則第7条の3第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項

の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の釧路市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

令和8年6月11日提出

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正及び規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

なお、主な改正点は、次のとおりである。

#### 1 個人の市民税関係

(1) 公的年金等の支払を受ける一定の公的年金等受給者について、公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出するものとする。 (市税条例

第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3関係)

- (2) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、その適用期限の終期を廃止すること。(市税条例附則第6条関係)
- (3) 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和25年度分の個人の市民税及び居住年が令和12年であるものまで延長すること。(市税条例附則第7条の3関係)
- (4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、租税特別措置法に掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等が、その譲渡をした時において地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内に存する場合には、本特例措置の適用ができないこととすること。(市税条例附則第17条の2関係)
- (5) 所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して100分の3の税率により申告を通じて所得割を課すること。(市税条例附則第19条の3関係)

## 2 固定資産税及び都市計画税関係

- (1) 免税点について、家屋にあつては30万円に、償却資産にあつては180万円に引き上げること。(市税条例第63条関係)
- (2) 一定の要件を満たす発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を定めること。(市税条例附則第10条の2関係)
- (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定の改修工事を行い、同法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を3分の1とすること。

(市税条例附則第10条の2、都市計画税条例附則第6項関係)

- 3 その他引用条項等の規定の整備をすること。



## 議案第 5 4 号

### 釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例の一部を改正する条例

釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例（令和 7 年釧路市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「平成 2 3 年法律第 1 0 8 号」の次に「。以下「再エネ特措法」という。」を加える。

第 1 2 条第 2 項第 1 6 号中「積立て」を「確保」に改める。

第 1 3 条第 1 項中第 8 号を第 9 号とし、同項第 7 号中「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」を「再エネ特措法」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項中第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 1 6 条第 1 項に規定する場合にあっては、同項に規定する保証金の預入がされ、同条第 3 項に規定する市との質権設定契約が締結されていること。

第 1 6 条を次のように改める。

（保証金の預入及び質権設定等）

第 1 6 条 事業者（第 2 5 条第 1 項の規定により許可事業者の地位を承継した者を含む。）は、再エネ特措法第 1 5 条の 1 2 第 2 項に規定する解体等積立金の積立てを行わずに太陽光事業を実施する場合にあっては、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、あらかじめ当該太陽光事業に係る廃棄等費用に相当する額の現金（以下「保証金」という。）を金融機関に預入しなければならない。

2 前項の保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

(1) 当該太陽光事業に係る太陽光発電施設の発電出力に 1 キロワット当たり 1 万円を乗じて得た額

(2) 当該太陽光事業に係る太陽光発電施設の設置に係る工事費の総額の100分の5に相当する額又は当該太陽光発電施設に係る廃棄等費用の見積額

3 事業者は、第1項の規定により保証金を預入したときは、設置許可を受ける前に、当該保証金に係る預金債権について市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結するとともに、当該質権の設定につき、市に対抗要件を備えさせなければならない。

4 第25条第1項の規定により許可事業者の地位を承継した者及び第1項の積立てを行うこととしていた事業者が設置許可を受けた後に同項の積立てを行わないこととなった場合における当該事業者に係る前項の規定の適用については、同項中「設置許可を受ける前」とあるのは、「市長が別に定める期日まで」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、許可事業者が事業計画を変更することにより預入をすべき保証金の額が増加する場合における当該増加する額の預入について準用する。

第16条の次に次の2条を加える。

(保証金の使途)

第16条の2 市長は、第29条の規定による命令を受けた者が、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、災害の発生の防止又は自然環境若しくは生活環境の保全に著しい支障が生じると認めるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条又は第3条第3項の規定により市が講じた措置に要する費用のうち廃棄等費用に該当するものに保証金を充てることができる。

(質権設定契約の解除等)

第16条の3 市長は、次に掲げる場合は、第16条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

(1) 設置許可をしない決定をし、それを通知した場合

(2) 設置許可を取り消した場合。ただし、太陽光事業を実施していない場

合に限る。

(3) 第25条第1項の規定による許可事業者の地位の承継があった場合において、同項の規定により許可事業者の地位を承継した者と新たに第16条第4項の規定により読み替えて適用する同条第3項の規定に基づく質権設定契約を締結したとき。

(4) 太陽光発電施設を廃止し、及び当該太陽光発電施設の撤去を完了した場合

2 事業者は、太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理のために保証金を使用するとき、第14条第1項の規定による事業計画の変更に伴い預入すべき保証金の額が減少するときその他相当の理由があるときは、第16条第1項の規定により預入した保証金の減額を市長に申し入れることができる。

3 前項の規定による申入れがあった場合において、市長は、保証金が確実に前項の太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理に充てられると見込まれるとき、保証金を減額しても適切に廃棄等費用が確保されていると認めるときその他相当な理由があるとき認めるときは、保証金の減額をすることができる。

4 市長は、前項の規定により保証金の減額をする場合は、第16条第3項の規定により締結した質権設定契約に係る手続その他の当該保証金の減額に伴い必要となる手続を行うものとし、事業者はこれに協力するものとする。

第22条第1項第2号を次のように改める。

(2) 第16条第1項の積立ての状況（同項の積立てを行う場合に限る。）

第24条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出をした事業者は、当該届出に係る太陽光発電施設の撤去を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第28条第4号を次のように改める。

(4) 第16条第1項の規定に違反して保証金の預入をせず、又は同条第3項の規定に違反して市と質権設定契約を締結せずに太陽光事業を実施している者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年12月23日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例（第24条を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われる許可申請（釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例第12条第1項の規定による申請をいう。以下同じ。）に係る太陽光事業について適用し、同日前に行われた許可申請に係る太陽光事業については、なお従前の例による。

令和8年6月11日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

太陽光発電施設に係る廃棄等費用のより確実な確保を担保するため、保証金の預入及び市との質権設定契約の締結を設置事業の許可要件とすることに伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

## 議案第 55 号

### 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

- (1) 釧路市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 139 号）第 4 条
- (2) 釧路市公設地方卸売市場事業の設置等に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 297 号）第 5 条
- (3) 釧路市港湾整備事業の設置等に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 221 号）第 4 条
- (4) 釧路市公営企業の設置等に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 280 号）第 8 条

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

令和 8 年 6 月 11 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

#### (説明)

地方自治法の一部改正に伴い、関係条例における法の引用条項について規定の整理をいたしたく、本案を提出するものである。



## 議案第56号

### 釧路市営住宅条例及び釧路市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

(釧路市営住宅条例の一部改正)

第1条 釧路市営住宅条例（平成17年釧路市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「、当該入居申込者の住宅に困窮する実情を調査して」を削り、「、その住宅に困窮する度合い（以下「住宅困窮度」という。）の高い順」を「公開抽選」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、当該入居申込者の住宅に困窮する実情を調査し、速やかに市公営住宅に入居させる必要がある者として別に定める者を優先することができる。

第9条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第10条の見出し及び同条第1項中「入居予定登録者」を「入居補欠者」に改め、同条第2項中「を入居予定登録者」を「を入居補欠者」に、「当該入居予定登録者」を「当該入居補欠者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 入居補欠者の有効期間は、当該入居補欠者が決定された時から入居決定者が市公営住宅に入居した時又は当該入居補欠者が入居を辞退した時までの間とする。

第10条第4項中「、前項に規定する期間内に」を削り、「又は入居者のいない市公営住宅があるときは、入居予定登録者」を「は、入居補欠者」に改め、同条第5項中「、第3項に規定する期間内に」を削る。

第11条中「前2条の規定による」を削り、「選考等」を「選考方法の決定等」に改める。

第56条中「及び第2項」を削る。

(釧路市附属機関に関する条例の一部改正)

第2条 釧路市附属機関に関する条例（平成17年釧路市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1 釧路市営住宅運営審議会の項中「市営住宅入居申込者の住宅困窮度の審査」を「市営住宅入居者の選考方法の決定」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の釧路市営住宅条例（以下「旧条例」という。）の規定により決定した入居予定登録者に対する旧条例の規定の適用については、なお従前の例による。

令和8年6月11日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

市営住宅における入居の促進及び空き住戸の縮減を図るため、入居者の選考方法を変更することに伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

## 議案第 57 号

### 釧路市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

釧路市公営企業の設置等に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 280 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 9 号ア(イ)中「149, 580 人」を「139, 920 人」に改め、同号ア(ウ)中「69, 383 立方メートル」を「65, 003 立方メートル」に改め、同号イ(イ)中「16, 200 人」を「16, 560 人」に改め、同号イ(ウ)中「4, 635 立方メートル」を「4, 552 立方メートル」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 6 月 11 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

#### (説明)

釧路市公共下水道事業計画の変更に伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。



## 議案第 58 号

### 釧路市下水道条例の一部を改正する条例

釧路市下水道条例（平成 17 年釧路市条例第 287 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の釧路市下水道条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う計量に基づき請求する使用料の徴収について適用し、同日前に行う計量に基づき請求する使用料の徴収については、なお従前の例による。

令和 8 年 6 月 11 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

##### （説明）

計量時における納入通知書の発行及び投函を開始することに伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。



議案第 59 号

釧路市大規模運動公園体育施設条例の一部を改正する条例

釧路市大規模運動公園体育施設条例（平成 17 年釧路市条例第 266 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

釧路市民クロスカントリーコース	釧路市広里 13 番地
-----------------	-------------

別表第 2 中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 釧路市民クロスカントリーコース

無料
----

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

令和 8 年 6 月 11 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

釧路市民クロスカントリーコースの開設に伴い、その名称、位置及び使用料について規定いたしたく、本案を提出するものである。



議案第 60 号

釧路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

釧路市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年釧路市条例第 234 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「315,000 円」を「330,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき理由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき理由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

令和 8 年 6 月 11 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、葬祭補償の額について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。



## 議案第 6 1 号

### 大楽毛南 4 丁目避難場所の設置及び管理に関する条例

#### (設置)

第 1 条 津波、大津波、洪水、高潮及び内水氾濫（以下「津波等」という。）から市民の生命と身体の安全を守るため、大楽毛南 4 丁目避難場所（以下「避難場所」という。）を設置する。

#### (位置)

第 2 条 避難場所は、釧路市大楽毛南 4 丁目 5 番 3 5 号に置く。

#### (施設の使用)

第 3 条 避難場所の使用は、次に掲げる場合に限るものとする。

- (1) 津波等が発生し、又は発生するおそれがある場合（一時的な避難に使用する場合に限る。）
- (2) 避難訓練その他防災に資する行事に使用する場合
- (3) 前 2 号の規定による使用を妨げない範囲で、コミュニティ活動に使用する場合

#### (使用の許可)

第 4 条 避難場所を使用（前条第 1 号の規定による使用を除く。）しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めたときは、前項の許可（前条第 3 号の規定による使用に係る許可に限る。）について条件を付し、及びこれを変更することができる。

#### (使用の制限)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、避難場所の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

- (2) 避難場所の建物、附属設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認められるとき。
- (4) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体及び公職の候補者のための政治活動に使用されると認められるとき。
- (5) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する目的のための活動に使用されると認められるとき。
- (6) 興行その他私的営利を目的として使用されると認められるとき。
- (7) その他避難場所の管理上支障があると認められるとき。

（使用料）

第6条 避難場所の使用料は、無料とする。

（転貸等の禁止）

第7条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、避難場所を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用の許可の取消し等）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 不正の手段をもって使用の許可を受けたとき。
- (2) 使用の目的以外に使用したとき。
- (3) 第3条第2号の規定により使用する場合であって、同条第1号に掲げる場合に該当することとなったとき。
- (4) 第3条第3号の規定により使用する場合であって、同条第1号又は第2号に掲げる場合に該当することとなったとき。
- (5) 第4条第2項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。
- (6) 第5条各号のいずれかに該当するとき。

(7) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、その使用が終わったときは、直ちにこれを原状に復して返還しなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第10条 避難場所の建物、附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年7月7日から施行する。

令和8年6月11日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

大楽毛南4丁目避難場所の設置に伴い、その名称、位置等について規定いたしたく、本案を提出するものである。



## 議案第 6 2 号

### 財 産 の 無 償 譲 渡 の 件

市は、次のとおり財産を無償譲渡する。

#### 記

#### 1 譲渡財産の表示

- (1) 種 類 土地
- (2) 所 在 地 釧路市大楽毛 2 8 9 番 4
- (3) 地 積 4, 8 7 0. 4 7 平方メートル

- 2 譲渡の相手方 釧路市堀川町 5 番地アビタシオンリビエール 2 2 1  
株式会社釧路ウッドプロダクツ  
代表取締役 砂 田 和 之

令和 8 年 6 月 1 1 日 提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

市有地を無償譲渡することに関し、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき議決を得たく、本案を提出するものである。

(参考)

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

( 1 ~ 5 号 略 )

- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(以下 略)

# 位置図



## 議案第63号

### 財 産 取 得 の 件

市は、次のとおり財産を取得する。

#### 記

1	取得する財産の表示	除雪ドーザ	1台
2	取得金額	26,620,000円	
3	契約の方法	指名競争入札	
4	取得先	釧路市星が浦南2丁目2番7号 コマツ道東株式会社釧路支店 支店長 村上文人	

令和8年6月11日提出

釧路市長 鶴間秀典

#### (説明)

除雪ドーザの取得に関し、釧路市財産条例第2条の規定に基づき議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、車両の仕様概要は、次のとおりである。

1	形式	除雪ドーザ (14t級)	
2	車両本体	総重量	14,880kg
		外形寸法	全長 7,760mm
			全幅 2,470mm
			全高 3,485mm
3	マルチプラウ	全幅	3,700mm

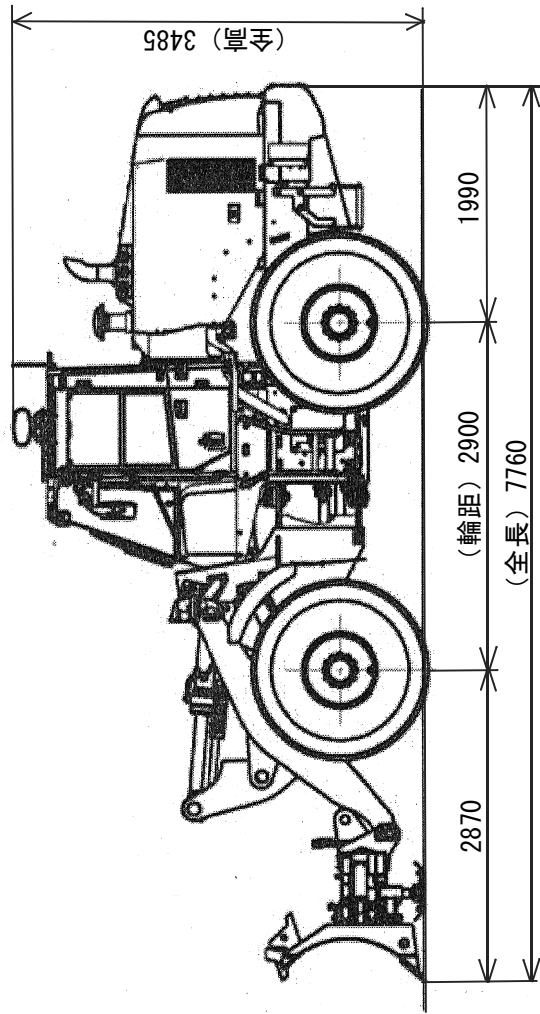
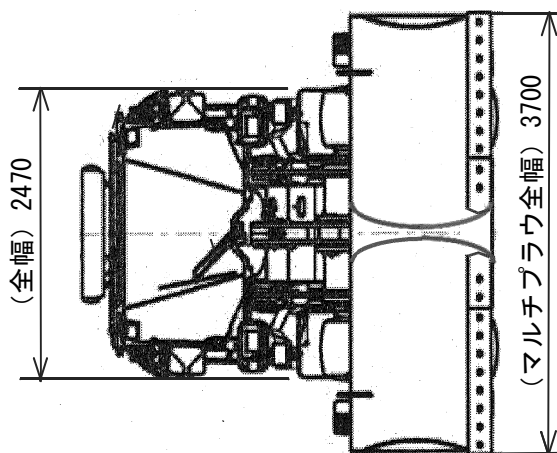
(参考)

釧路市財産条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第2条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

除雪ドーザー 車体外観図





議案第64号

財 産 取 得 の 件

市は、次のとおり財産を取得する。

記

1	取得する財産の表示	電子カルテシステム	一式
2	取得金額	36,960,000円	
3	契約の方法	指名競争入札	
4	取得先	釧路市豊川町10番2号 株式会社メルプ	

代表取締役社長 松本浩司

令和8年6月11日提出

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

市立釧路国民健康保険阿寒診療所で使用する電子カルテシステムの取得に関し、釧路市財産条例第2条の規定に基づき議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、電子カルテシステムの仕様概要は、次のとおりである。

1	電子カルテシステム用サーバ	一式
2	バックアップ用サーバ	一式
3	操作用端末	24台
4	自動精算機	一式
5	電子カルテシステム用ソフトウェア	一式



議案第65号

財 産 取 得 の 件

市は、次のとおり財産を取得する。

記

1	取得する財産の表示	X線DRシステム	一式
2	取得金額	26,378,000円	
3	契約の方法	一者随意契約	
4	取得先	釧路市豊川町10番2号 株式会社メルプ	

代表取締役社長 松本浩司

令和8年6月11日提出

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

市立釧路国民健康保険阿寒診療所で使用するX線DRシステムの取得に関し、釧路市財産条例第2条の規定に基づき議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、X線DRシステムの仕様概要は、次のとおりである。

1	デジタルラジオグラフィ	3台
2	画像診断ワークステーション	一式
3	患者情報連携端末	一式
4	超音波診断装置	一式
5	骨密度測定装置	一式
6	血圧脈波検査装置	一式



## 議案第66号

### 財産取得の件

市は、次のとおり財産を取得する。

#### 記

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 取得する財産の表示 | 釧路市立小・中・義務教育学校学習者用コンピュータ                              |
|   |           | 3,190台  |
| 2 | 取得金額      | 181,415,300円  |
| 3 | 契約の方法     | 一者随意契約  |
| 4 | 取得先       | 札幌市中央区大通西14丁目7番地<br>N T T 東日本株式会社<br>執行役員北海道事業部長 茂谷浩子 |

令和8年6月11日提出

釧路市長 鶴間秀典

#### (説明)

市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する学習者用コンピュータの取得に関し、釧路市財産条例第2条の規定に基づき議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、学習者用コンピュータの仕様概要は、次のとおりである。

- |   |              |                              |
|---|--------------|------------------------------|
| 1 | C P U        | MediaTek Kompanio 520 (2GHz) |
| 2 | 主記憶装置 (メモリ)  | 4 GB                         |
| 3 | 内蔵ハードディスク    | 32 GB                        |
| 4 | オペレーティングシステム | ChromeOS                     |
| 5 | 画面           | 11.6インチ タッチパネル               |
| 6 | 形状           | コンバーチブル型                     |

7 附属品 画面保護フィルム

## 議案第 67 号

### 工事請負契約の締結に関する件

高機能消防指令施設更新工事に関し、次により請負契約を締結する。

#### 記

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 高機能消防指令施設更新工事   |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 | 契約金額   | 1,145,650,000円  |
| 4 | 契約の相手方 | 釧路市星が浦大通1丁目7番1号<br>サンエス・マツダ・北電特定共同企業体<br>代表者 サンエス電気通信株式会社<br>代表取締役 宮田昌利 |
| 5 | 工期     | 契約の日から令和10年3月10日まで  |

令和8年6月11日提出

釧路市長 鶴間秀典

#### (説明)

高機能消防指令施設更新工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

#### 1 高機能消防指令施設更新工事

##### (1) 指令装置

指令台、自動出動指定装置、地図等検索装置、長時間録音装置、非常用指令設備、指令制御装置、携帯電話・IP電話受信転送装置、署所端末装置

##### (2) 指揮台

(3) 表示盤

車両運用表示盤、支援情報表示盤、多目的情報表示盤、映像制御装置

(4) 無線統制台

(5) 指令電送装置

指令情報送信装置、指令情報出力装置

(6) 気象情報収集装置

(7) 災害状況等自動案内装置

(8) 順次指令装置

(9) 音声合成装置

(10) 出動車両運用管理装置

管理装置、車両運用端末装置

(11) システム監視装置

(12) 電源設備

無停電電源装置、署所用無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電発電機

(13) 統合型位置情報通知装置

(14) ネットワーク機器

(15) 情報端末

(16) 補助受付装置

(17) メール一斉指令装置

(18) 119番通報受付補助システム

(19) 情報共有システム

(20) 構内自動電話交換設備

(21) 消防情報支援システム

消防情報管理装置、消防情報支援端末装置

(22) 消防用高所監視カメラ施設

(23) 庁舎内カメラ

(24) 防災無線連動装置

(25) 大規模災害用指令情報出力装置

(26) 電子会議システム

(27) 消防イントラネットワークシステム

## 2 消防救急デジタル無線設備接続改修工事

既設消防救急デジタル無線との接続及びこれに伴う改修

(参考)

議会の議決に付すべき契約に関する条例抜粋

(議会の議決)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。



議案第68号

工事請負契約の締結に関する件

橋南幹線通（別保橋）修繕工事（補助）に関し、次により請負契約を締結する。

記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 橋南幹線通（別保橋）修繕工事（補助）   |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 3 | 契約金額   | 413,600,000円   |
| 4 | 契約の相手方 | 釧路市鳥取大通8丁目4番20号<br>本田・タカオ・宮脇特定共同企業体<br>代表者 株式会社本田組<br>代表取締役 本田 秀 樹 |
| 5 | 工 期    | 契約の日から令和9年3月19日まで  |

令和8年6月11日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

橋南幹線通（別保橋）修繕工事（補助）に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

- 1 橋梁修繕工事  
伸縮継手工、鋼橋補修工、支承補修工、ひび割れ補修工、断面修復工、  
橋梁塗装工
- 2 工事位置 釧路市貝塚3丁目

橋南幹線通（別保橋）修繕工事（補助） 位置図



議案第69号

工事請負契約の締結に関する件

さくら義務教育学校建築主体工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | さくら義務教育学校建築主体工事  |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 3 | 契約金額   | 418,000,000円   |
| 4 | 契約の相手方 | 釧路市材木町15番17号<br>葵・富樫特定共同企業体<br>代表者 葵建設株式会社<br>代表取締役社長 大水賢一 |
| 5 | 工期     | 契約の日から令和9年9月30日まで  |

令和8年6月11日提出

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

さくら義務教育学校建築主体工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

1 増築工事

(1) 校舎棟

鉄筋コンクリート造4階建

延べ面積 41.80㎡

1階床面積 10.45㎡

2階床面積 10.45㎡

3階床面積 10.45 m<sup>2</sup>

4階床面積 10.45 m<sup>2</sup>

(2) 外部物置棟

鉄骨造平家建

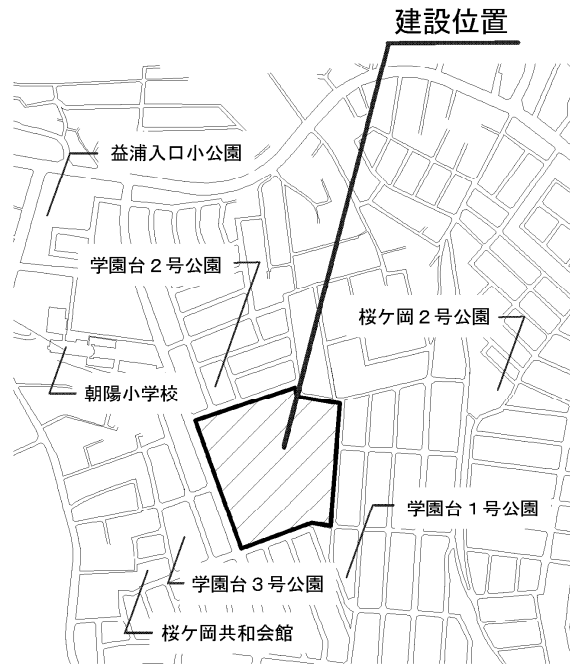
延べ面積 42.14 m<sup>2</sup>

2 改修工事

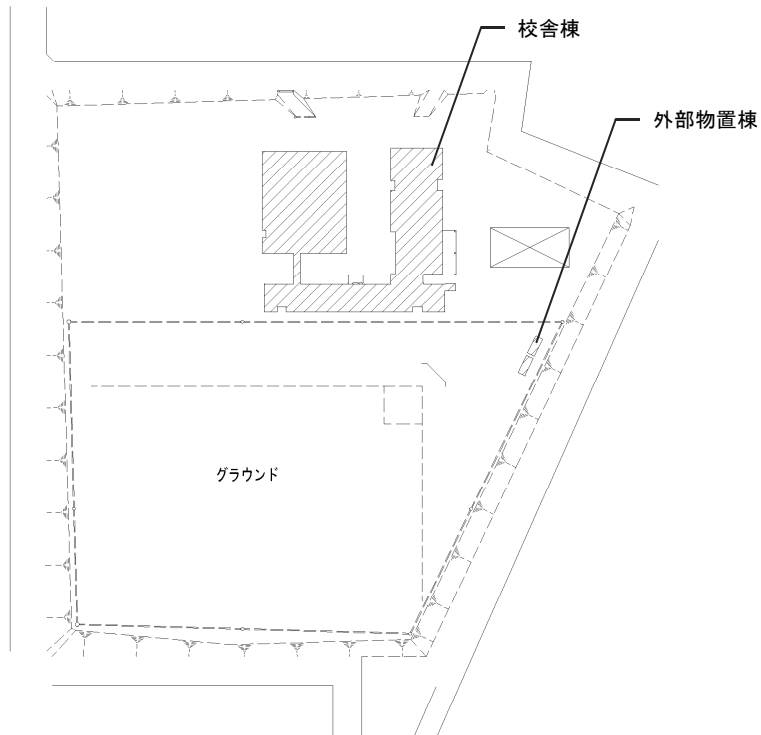
間仕切り改修、バスケットゴール改修

3 所在地 釧路市桜ヶ岡6丁目27番12号

4 別途工事 電気設備工事、管設備工事

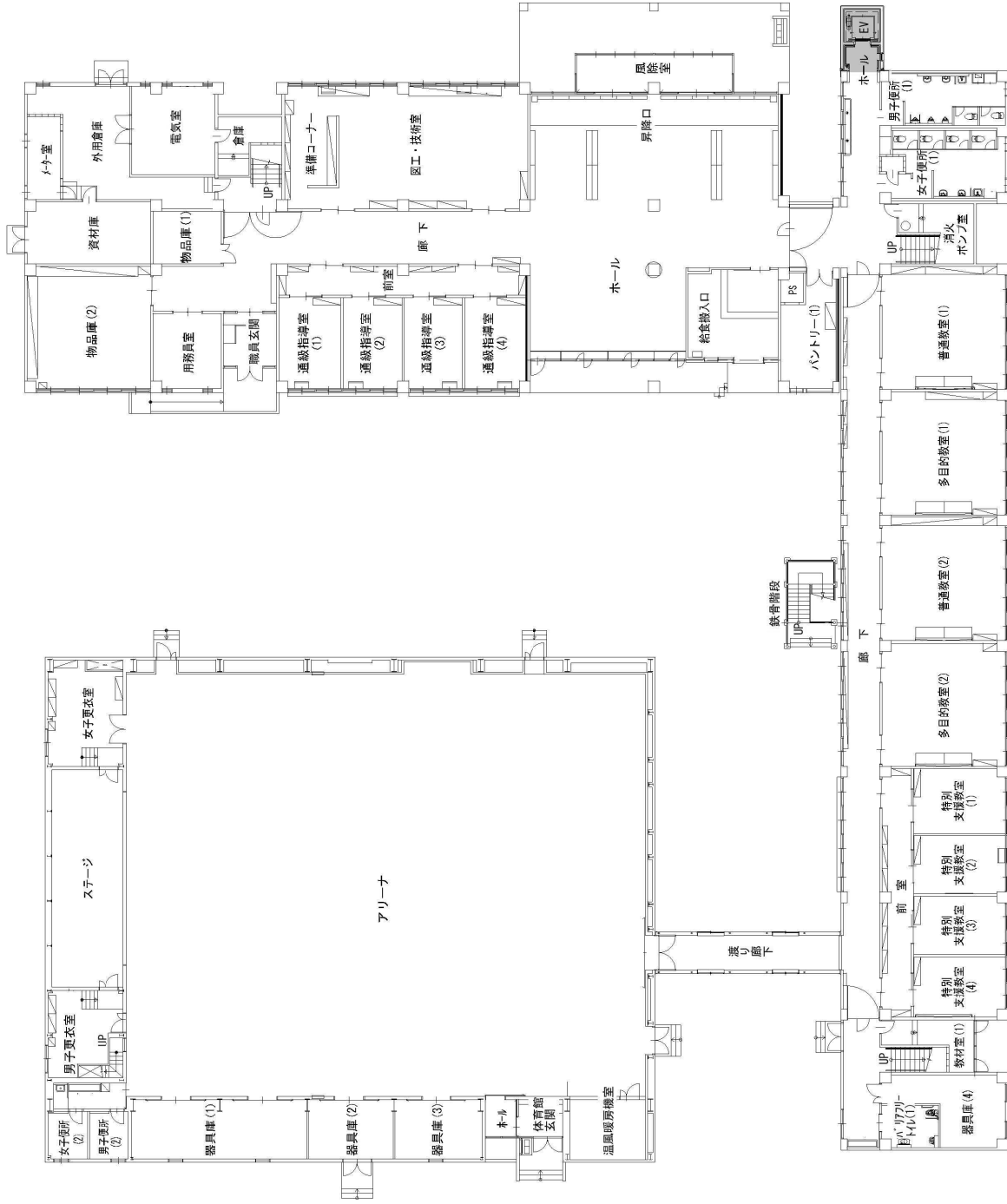


付近見取図



配置図

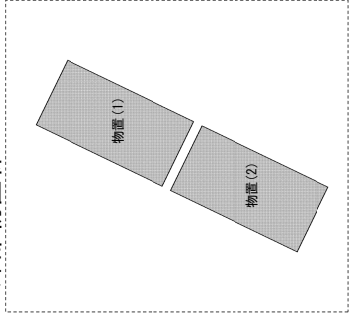
さくら義務教育学校建築主体工事



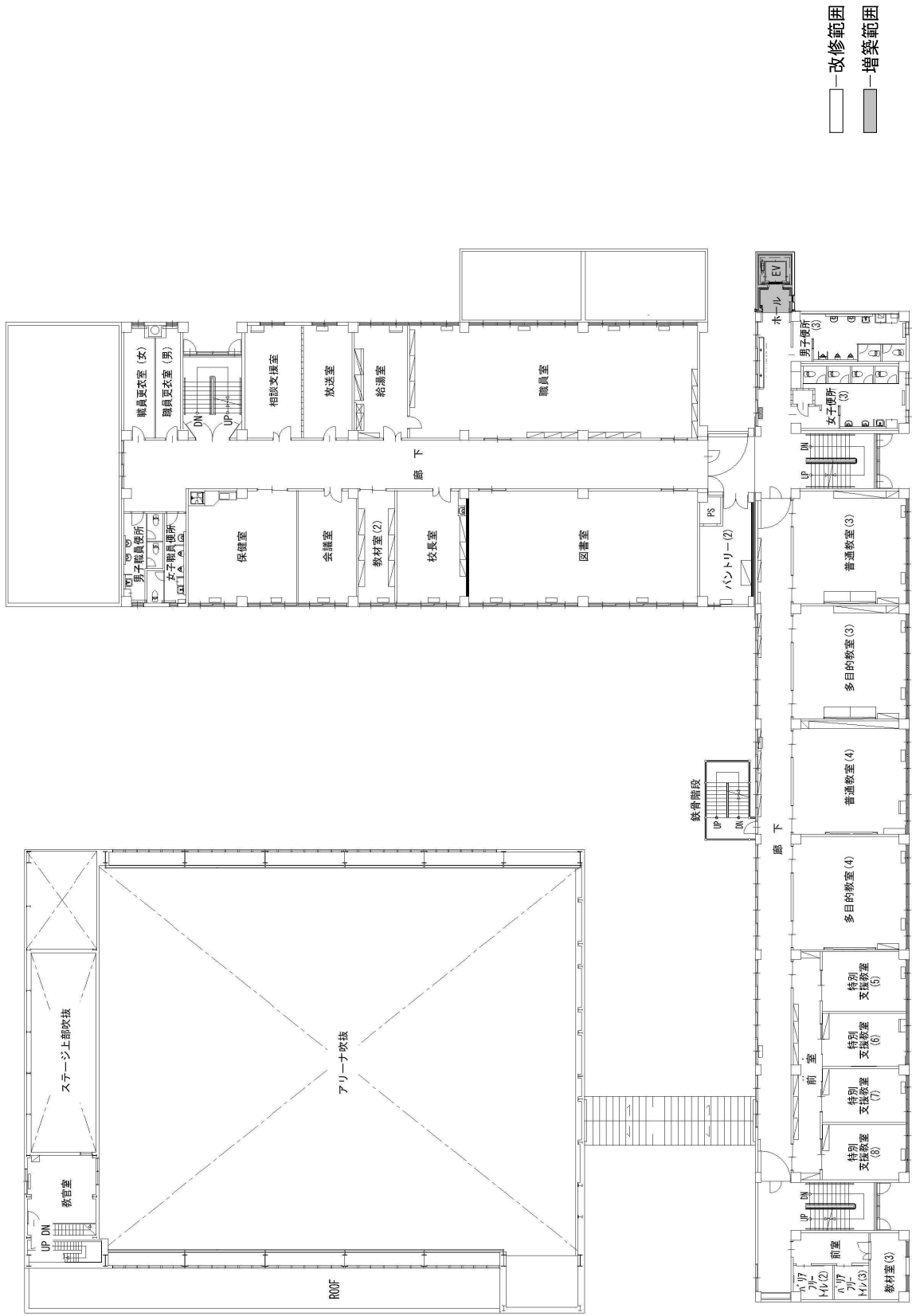
1 階平面図

さくら義務教育学校建築主体工事

外部物置棟



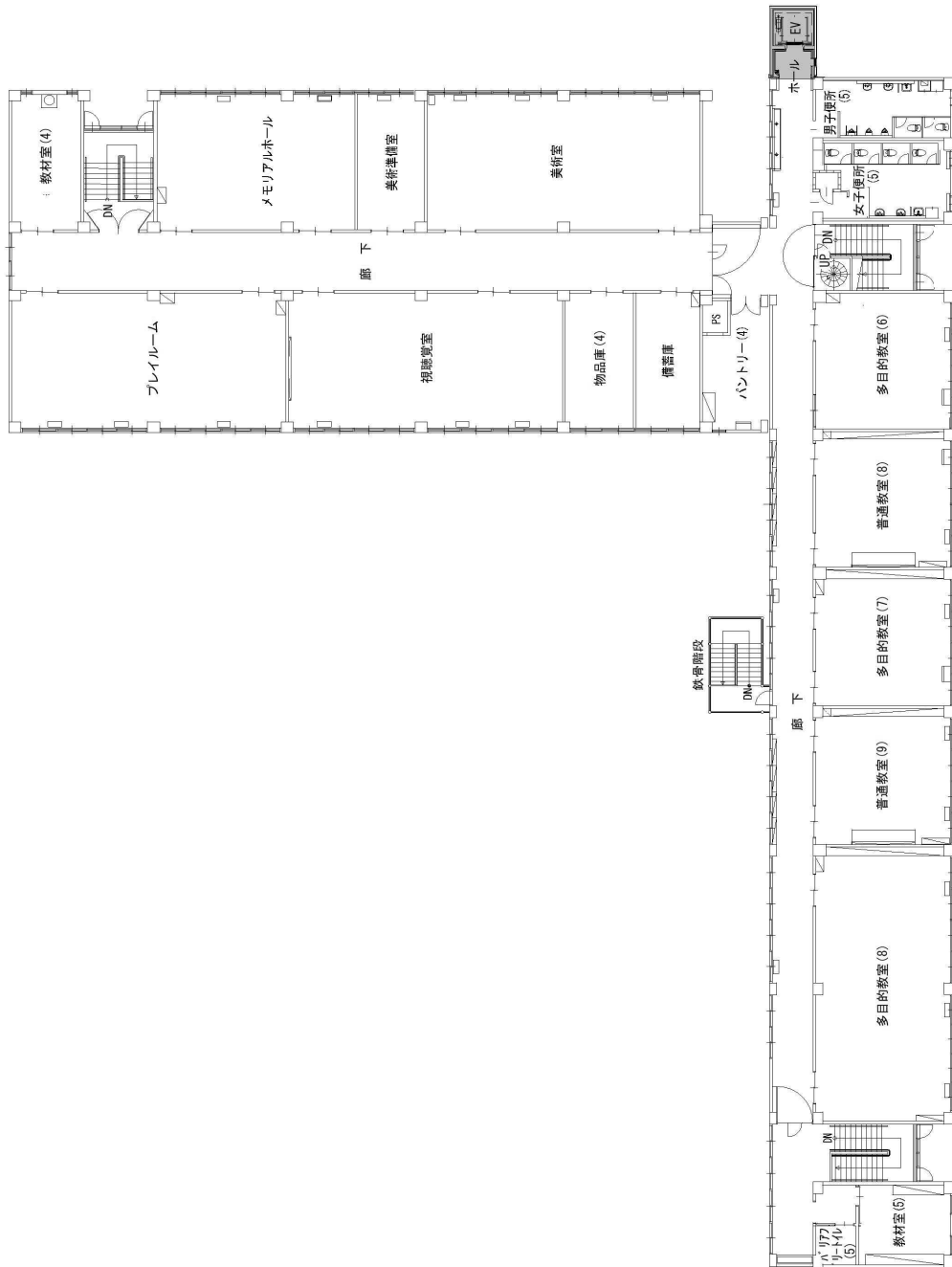
- 〇 — 改修範囲
- ■ — 増築範囲



2 階平面図

さくら義務教育学校建築主体工事





4 階平面図

さくら義務教育学校建築主体工事



## 議案第70号

### 工事請負契約の締結に関する件

令和8年度まりも団地C棟公営住宅建築主体工事に関し、次により請負契約を締結する。

#### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 令和8年度まりも団地C棟公営住宅建築主体工事                     |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札                                     |
| 3 契約金額   | 202,400,000円                               |
| 4 契約の相手方 | 釧路市阿寒町北町3丁目2番14号<br>迫田建設株式会社<br>代表取締役 迫田 武 |
| 5 工期     | 契約の日から令和9年3月15日まで                          |

令和8年6月11日提出

釧路市長 鶴間 秀典

#### (説明)

令和8年度まりも団地C棟公営住宅建築主体工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

#### 1 建築工事

木造2階建

1棟8戸(2LDK8戸)

建築面積 294.63㎡

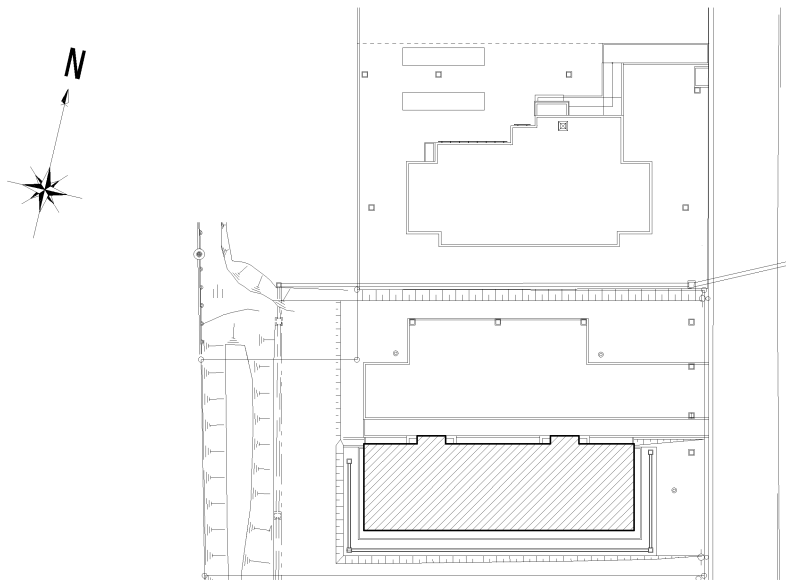
延べ面積 587.44 m<sup>2</sup>

2 建築位置 釧路市阿寒町阿寒湖温泉6丁目7番17のうち

3 別途工事 電気設備工事、管設備工事



付近見取図



配置図

令和8年度まりも団地C棟公営住宅建築主体工事



## 議案第71号

### 製造請負契約の締結に関する件

救助工作車Ⅱ型の製造に関し、次により請負契約を締結する。

#### 記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 救助工作車Ⅱ型の製造                                   |
| 2 | 契約の方法  | 指名競争入札                                       |
| 3 | 契約金額   | 186,450,000円                                 |
| 4 | 契約の相手方 | 札幌市東区北7条東3丁目28番32<br>帝商株式会社北海道営業所<br>所長 寺本安孝 |
| 5 | 納期     | 令和9年3月31日まで                                  |

令和8年6月11日提出

釧路市長 鶴間秀典

#### (説明)

救助工作車Ⅱ型の製造に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、主な仕様は、次のとおりである。

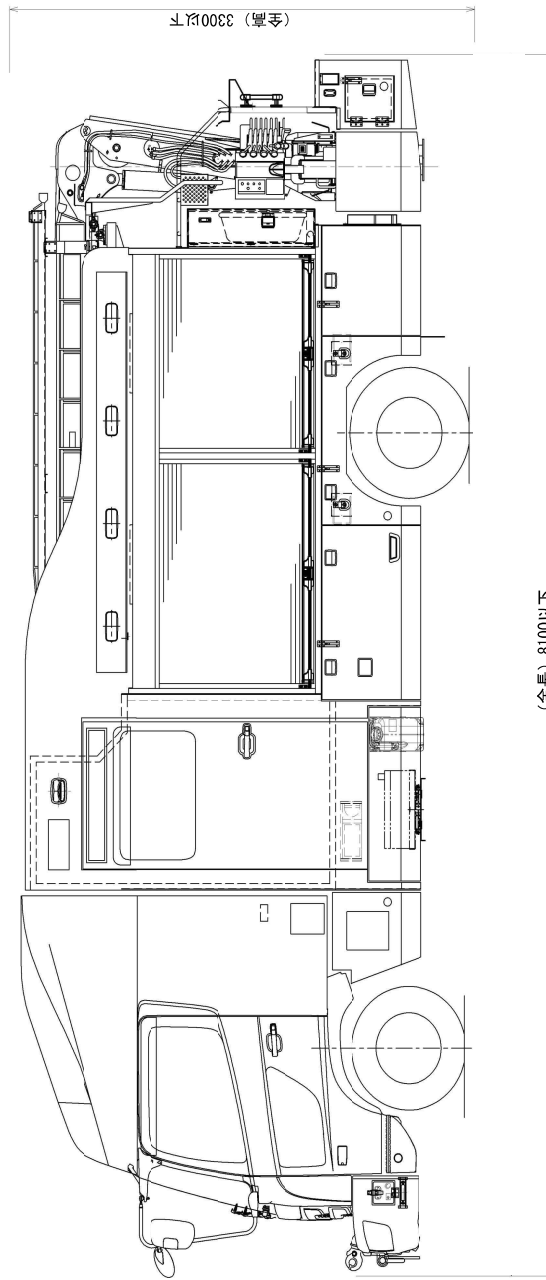
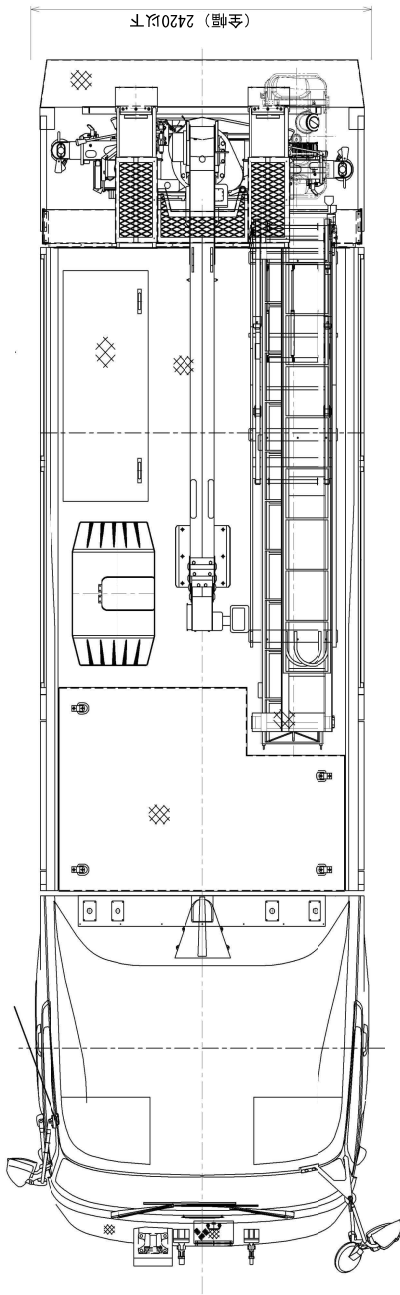
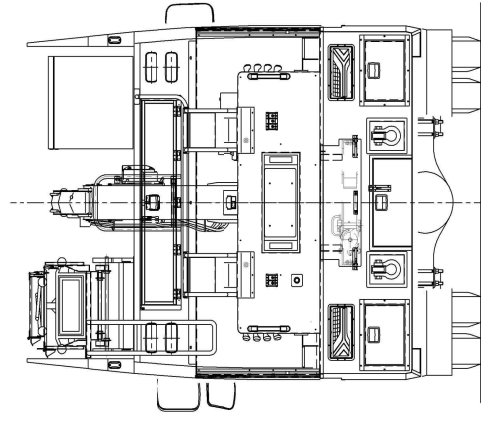
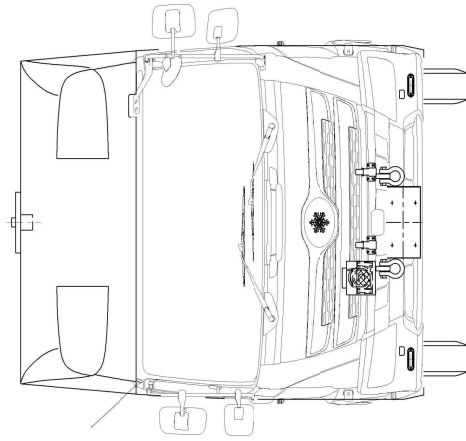
- |     |         |                                   |
|-----|---------|-----------------------------------|
| 1   | 車両本体    | ワイドシングルキャブ<br>ディーゼルエンジン<br>4輪駆動方式 |
| 2   | 主要装備    |                                   |
| (1) | クレーン装置  | 最大吊上げ能力2.9t級                      |
| (2) | ウインチ装置  | 5t級前後引き油圧ウインチ                     |
| (3) | 照明装置    | LED投光器                            |
| (4) | はしご昇降装置 | 三連はしご及びかぎ付はしご                     |

- 3 外形寸法           全長   8,100mm以下  
                          全幅   2,420mm以下  
                          全高   3,300mm以下

4 積載資機材

一般救助用器具、重量物排除用器具、切断用器具、破壊用器具、検知・測定用器具、呼吸保護用器具、隊員保護用器具、水難救助用器具、山岳救助用器具、高度救助用資機材（画像探索機、地中音響探知機）

救助工作車Ⅱ型 車体外観図



(全幅) 8100以下



## 報告第3号

### 専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求める。

#### 記

#### 釧路市税条例等の一部を改正する条例

（釧路市税条例の一部改正）

第1条 釧路市税条例（平成17年釧路市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第20条中「、第80条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第80条の6第1項の申告書、」を削る。

第32条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第78条の2各号を次のように改める。

- (1) 軽自動車等 法第442条第1号
- (2) 原動機付自転車 法第442条第2号
- (3) 軽自動車 法第442条第3号
- (4) 小型特殊自動車 法第442条第4号
- (5) 2輪の小型自動車 法第442条第5号

第79条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第79条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「こ

の限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第80条第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第80条の3から第80条の8までを削る。

第80条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第80条の3とする。

第81条（見出しを含む。）、第82条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第84条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第86条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第87条の見出し、第88条（見出しを含む。）並びに第89条の見出し並びに同条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条第2項中「第79条第3項ただし書」を「第79条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の2の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「道路運送車両法」の次に「（昭和26年法律第185号）」を加え、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「におい

て、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項から第19項までを削り、同条第20項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第21項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第22項を第11項とし、第23項を第12項とする。

附則第10条の3第5項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第6項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第13項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第14項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の

写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）」に改める。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第44条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改める。

附則第 18 条第 5 項第 2 号、第 19 条第 2 項第 2 号及び第 20 条第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 20 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号並びに第 20 条の 3 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

(釧路市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 釧路市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年釧路市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「の種別割」を削る。

(釧路市都市計画税条例の一部改正)

第 3 条 釧路市都市計画税条例（平成 17 年釧路市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 4 1 項」を「附則第 15 条第 4 0 項」に改める。

附則第 6 項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2

条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）」に改める。

附則第17項中「第13項から第15項まで、第17項、第19項、第27項、第31項、第33項若しくは第41項」を「第12項から第14項まで、第16項、第18項、第26項、第30項、第32項若しくは第40項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の釧路市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4条第2項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、第3条の規定による改正後の釧路市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

令和8年6月11日提出

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正及び規定の整備をする専決処分をしたので承認を求めたく、本案を提出するものである。

なお、主な改正点は、次のとおりである。

#### 1 個人の市民税関係

(1) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を令和12年度まで延長したこと。(市税条例附則第8条関係)

(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を令和11年度まで延長したこと。(市税条

例附則第 17 条の 2 関係)

## 2 軽自動車税関係

(1) 環境性能割を廃止し、現行の種別割を軽自動車税とする等の所要の規定の整備を行ったこと。(市税条例第 20 条、第 78 条の 2、第 79 条、第 80 条、第 80 条の 3 から第 82 条まで、第 84 条、第 86 条から第 90 条の 2 まで、附則第 15 条の 2 から附則第 16 条の 2 まで、釧路市税条例等の一部を改正する条例附則第 6 条関係)

(2) 令和 8 年度及び令和 9 年度に初回車両番号指定を受けた一定の 3 輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度分の税率を軽減することとしたこと。(市税条例附則第 16 条関係)

## 3 その他引用条項等の規定の整備をしたこと。

(参考)

地方自治法抜粋

(長の専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。(ただし書 略)

(2 項 略)

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(4 項 略)



